

(介護予防) 小規模多機能型居宅介護自己点検シート

法令遵守責任者はどなたですか	氏 名( _____ )
----------------	--------------

点検した結果を記載してください。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	非該当
I 人員基準					
1 従業員の員数等	(1) 夜間及び深夜の時間帯以外に介護従事者の員数は、通いサービスの利用者数が3又はその端数を増すごとに1以上配置していますか。	規則第77条 予防規則第41条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 訪問サービスについては、その提供に当たる従業者を1以上配置していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 夜間及び深夜の時間帯の夜勤の員数1以上に加え、宿直を1以上配置していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 宿泊サービスの利用者がいない場合であっても、宿直又は夜勤従業者を配置していますか。 ※夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するための連絡体制がある場合は、配置しないことができる。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 従業者の員数については、前年度の利用者の数の平均値に対する配置基準ですが、平均値を算出して記録し、配置していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 従業者のうち1以上の者は、常勤となっていますか。 →常 勤 ( ) 名 →非常勤 ( ) 名		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) 従業者のうち1以上の者は、看護師又は准看護師となっていますか。 →看 護 師 ( ) 名 →准 看 護 師 ( ) 名		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(8) 居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を配置していますか。(ただし、利用者の処遇に支障が無い場合は、他の職務等に従事することができる。)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(9) 介護支援専門員は小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修を修了していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 管理者は常勤専従職員を配置していますか。	規則第78条 予防規則第42条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 管理者が他の職務等を兼務している場合、業務に支障はないですか。 → 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無 ( ) ・当該事業所の他の職種を兼務している場合はその ( ) ・他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名( ) 職 種 名( ) 勤 務 時 間( )		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		
			適	不適	非該当
2 管理者	(3) 特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験がありますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 認知症対応型サービス事業管理者研修を修了していますか。 ※みなし措置 次の要件すべてを満たしている者は、事業所の管理者として必要な研修を修了したものとみなされます。 ①平成18年3月31日までに「実践者研修」又は「基礎研修」を修了している者  ②平成18年3月31日に、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
II 運営基準					
1 内容及び手続の説明及び同意	(1) サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体系、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。	規則第103条 (第7条準用) 予防規則第62条 (第9条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 利用申込者又はその家族からの申し出があった場合に文書の交付に代えて、あらかじめ当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を受け、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、地域密着型通所介護従業者の勤務の体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
2 提供拒否の禁止	正当な理由なく指定小規模多機能型居宅介護の提供を拒んでいませんか。	規則第103条 (第8条準用) 予防規則第62条 (第10条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
3 サービス提供困難時の対応	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定小規模多機能型居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定小規模多機能型居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	規則第103条 (第9条準用) 予防規則第62条 (第11条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
4 受給資格等の確認	(1) サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめていますか。	規則第103条 (第10条準用) 予防規則第62条 (第12条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
5 要介護認定の申請に係る援助	(1) 要介護認定を受けていない利用申込者については、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該要介護認定申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	規則第103条 (第11条準用) 予防規則第62条 (第13条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前に話されるよう、必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果		
				適	不適	非該当
6	心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	規則第82条 予防規則第46条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
7	居宅サービス事業者等との連携	(1) 居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	規則第83条 予防規則第47条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 利用者の健康管理を適切に行うため、主治の医師との密接な連携に努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) サービス提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、利用者に係る指定居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
8	身分を証する書類の携行	訪問サービスの提供に当たるものに身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	規則第84条 予防規則第48条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
9	サービス提供の記録	(1) サービスを提供した際には、提供日及び内容、利用者に代わって支払を受ける額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載していますか。	規則第103条 (第18条準用) 予防規則第62条 (第19条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 送迎は適切に行われていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
10	利用料等の受領	(1) 法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	規則第85条 予防規則第49条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 下記の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ていますか。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用</li> <li>・ 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合の交通費</li> <li>・ 食事の提供に要する費用</li> <li>・ 宿泊に要する費用</li> <li>・ おむつ代</li> <li>・ サービスのうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者負担とすることが適当な費用</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(4) 指定地域密着型サービスその他のサービスの提供に要した費用につき、その支払いを受ける際、当該支払いをした居宅要介護被保険者に対し、厚生省令（則第65条の5）で定めるところにより、領収証を交付していますか。	法第42条の2第9項 (法第41条第8項準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果				
			適	不適	非該当		
	(5) 領収証に、地域密着型サービスについて要介護被保険者から支払を受けた費用の額のうち、法第42条の2第2項各号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定地域密着型サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型サービスに要した費用の額とする。）を、食事の提供に要した費用の額に係るもの及びその他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	則第65条の5 (則第65条準用)  介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る医療費控除の取扱いに係る留意点について (平成12年11月16日老振発第73号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(6) 医療費控除の記載は適切ですか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
11	保険給付の請求のための証明書の交付	規則第103条 (第20条準用) 予防規則第62条 (第21条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
12	指定(介護予防)小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	(1) 利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、妥当かつ適切に行っていますか。	規則第87条 予防規則第64条第1項第7号～第12号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(2) 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(3) サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(4) サービスの提供に当たって、懇切丁寧に利用者又はその家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明をし、同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(5) 通いサービスの利用者が登録定員に比べて著しく少ない状態（登録定員のおおむね3分の1以下）が続いていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(6) 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		(7) サービスの提供に当たって、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行っていませんか。		規則第87条第1項第5号～第7号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(8) やむを得ず身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合には、家族等に確認をしていますか。また、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない利用を記録していますか。 →身体拘束の事例（ ）			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			
			適	不適	非該当	
	<p>身体拘束等の適正化を図るため次の措置を講じていますか。</p> <p>(9) ア 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること</p> <p>イ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること</p> <p>ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
13	指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針	(1) サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行っていますか。	予防規則第64条 (予防規則第64条第1項第7号～第12号を除く)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 介護支援専門員は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 介護支援専門員等は、他の介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載したサービス計画を作成すると共に、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(4) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(5) 介護支援専門員は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、当該計画を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(6) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から、計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(7) 介護支援専門員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ得て介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
14	居宅サービス計画の作成	(1) 介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させていますか。	規則第88条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 居宅サービス計画の作成に当たっては、指定居宅介護支援の具体的取扱方針に沿って行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果		
				適	不適	非該当
15	身体拘束等の禁止	(1) サービス提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行っていませんか。	予防規則第50条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
16	法定代理受領サービスに係る報告	利用者である被保険者に代わって保険給付を受ける方法(代理受領)によって提供されるサービスについて、毎月、国民健康保険団体連合会に対し、居宅サービス計画において位置付けられている指定居宅介護サービス等のうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出していますか。(毎月、請求事務を国保連に対し行っていますか。)	規則第89条 予防規則第51条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
17	利用者に対する居宅サービス計画等書類の交付	登録者が他の指定校規模多機能型居宅介護事業者の利用を希望する場合その他登録者からの申し出があった場合には、当該登録者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	規則第90条 予防規則第52条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
18	小規模多機能型居宅介護計画の作成	(1) 管理者は、介護支援専門員に、登録者の小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させていますか。	規則第91条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 介護支援専門員は、計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動が確保されるものとなるように努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載したサービス計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(4) 介護支援専門員は、計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、利用者の同意を得るとともに、計画を作成した際には、当該計画を利用者に交付していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(5) 介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画作成後も、計画の実施状況や利用者の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて計画の変更をしていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
19	介護等	(1) 利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行っていますか。	規則第92条 予防規則第65条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 利用者の負担により、利用者の居宅又は当該サービスの拠点における(介護予防)小規模多機能型居宅介護従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 利用者の食事その他の家事等は、可能な限り利用者と介護従業者が共同で行うよう努め、良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるように配慮していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果		
				適	不適	非該当
20	社会生活上の便宜の提供等	(1) 利用者の外出機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続のための支援に努めていますか。	規則第93条 予防規則第66条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するようにしていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
21	利用者に関する市町村への通知	<p>居宅介護支援を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付して市町村へ通知していますか。</p> <p>1 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。</p> <p>2 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。</p>	規則第103条（第26条準用） 予防規則第61条（第22条準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
22	緊急時等の対応	利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。	規則第94条 予防規則第53条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
23	管理者の責務	(1) 管理者は、従業者の管理及び利用者の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	規則第103条（第56条の10準用） 予防規則第62条（第24条準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 管理者は、従業者に法令を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
24	運営規程	<p>次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めていますか。</p> <p>①事業の目的及び運営の方針 ②従業者の職種、員数及び職務の内容 ③営業日及び営業時間 ④登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員 ⑤サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ⑥通常事業の実施地域 ⑦サービス利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他運営に関する重要事項</p>	規則第95条 予防規則第54条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果		
				適	不適	非該当
25	勤務体制の確保等	(1) 利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、従業員の勤務体制を定めていますか。	規則第103条 (第56条の12準用) 予防規則第62条 (第26条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) サービスは事業所の従業員によって提供されていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 介護従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(4) 全ての介護従業員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(5) 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
26	定員の遵守	登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。(通いサービス及び宿泊サービスの利用は、利用者の様態や希望等により特に必要と認められる場合は、一時的にその利用定員を超えることはやむを得ないとされています。なお、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。)	規則第96条 予防規則第55条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
27	非常災害対策	(1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを従業員に周知すると共に、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	規則第97条 予防規則第56条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるように努めるとともに、市消防との連携に努め、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
28	業務継続計画の策定	(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの継続的な実施及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じていますか。	規則第103条 (第30条の2準用) 予防規則第62条 (第26条の2準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 従業員に対して、計画の周知をするとともに、必要な研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 定期的に計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果		
				適	不適	非該当
29	衛生管理等	(1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。	規則第103条 (第56条の15準用) 予防規則第62条 (第29条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めていますか。 ※特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置等について、別途国の通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じていること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催すると共に、その結果について、従業者に周知をしていますか。(※)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(4) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備していますか。(※)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(5) 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的(年1回以上)に実施していますか。(※)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
30	協力医療機関等	(1) 主治の医師との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変などに備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。	規則第98条 予防規則第57条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) あらかじめ、協力歯科医療機関を定めていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携及び支援の体制を整えていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
31	掲示	(1) 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。又は、事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることができるようにしていますか。	規則第103条 (第32条準用) 予防規則第62条 (第30条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 重要事項をウェブサイトに掲載していますか。(令和7年3月31日までは「削除」扱い)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
32	秘密保持等	(1) 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	規則第103条 (第33条準用) 予防規則第62条 (第31条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置は講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
33	広告	広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	規則第103条 (第34条準用) 予防規則第62条 (第32条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果		
				適	不適	非該当
34	指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者並びにその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	規則第103条 (第35条準用) 予防規則第62条 (第33条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
35	苦情処理	(1) 提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	規則第103条 (第36条準用) 予防規則第62条 (第34条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 提供したサービスに関し、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(4) 市からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市に報告していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(5) 提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(6) 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
36	調査への協力	提供したサービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切なサービス提供が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って櫃世な改善を行っていますか。	規則第99条 予防規則第58条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
37	地域との連携	(1) サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議を設置していますか。	規則第103条 (第56条の16準用) 予防規則第62条 (第37条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 運営推進会議をおおむね2月に1回以上開催し、通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等活動状況を報告し、その評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 運営推進会議における報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(4) 1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、各事業所が自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うとともに、当該自己評価について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行っていますか。	「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」第97条第8項等に規定する自己評価・外部評価の実施等について」(平成18年10月17日老計発第1017001号)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(5) 運営推進会議等を活用した評価の結果は、利用者及びその家族に対して手渡し若しくは送付するとともに、「介護サービスの情報公開制度」に基づく介護サービス情報公表システムへの掲載、法人のホームページへの掲載又は事業所内の見やすい場所への掲示などの方法により公表していますか。 → 公表方法 ( )		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果		
				適	不適	非該当
38	居住機能を担う併設施設への入居	可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が施設等への入所などを希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所が行えるよう、必要な措置を講じていますか。	規則第101条 予防規則第60条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
39	事故発生時の対応	(1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	規則第103条 (第38条準用) 予防規則第62条 (第35条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(4) 事故が生じた際には、原因を解明し、再発生防止を防ぐための対策を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
40	虐待の防止	(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的 に開催するとともに、その結果について、従業者に 周知徹底を図っていますか。	規則第103条 (第38条の2準用) 予防規則第62条 (第35条の2準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(2) 虐待の防止のための指針を整備していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的（年 1回以上）に実施していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(4) (1)～(3)の措置を適切に実施するための担当者は置いて いますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
41	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置	事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的 に開催していますか。	規則第101条の2 予防規則第60条の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
42	会計の区分	指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定地域密着型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分 していますか。	規則第103条 (第39条準用) 予防規則第62条 (第36条準用)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備 していますか。	規則第102条 予防規則第61条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

点検項目		確認事項	根拠条文	点検結果		
				適	不適	非該当
43	記録の整備	<p>利用者に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結の日（個々の利用者につき、契約終了（契約の解約、解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日）から5年間保存していますか。</p> <p>一 居宅サービス計画</p> <p>二 小規模多機能型居宅介護計画</p> <p>三 提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>(2) 四 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>五 市町村への通知に係る記録</p> <p>六 苦情の内容等の記録</p> <p>七 事故状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>八 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等の記録</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>